

第9回岩国市景観審議会 会議録

日 時	令和4年4月20日（水）14：00～15：30
場 所	岩国市役所6階 全員協議会室
出 席 者	9名（9／11） 小浦委員、富川委員、天満委員、大下委員、坂井委員、村越委員、木村委員、福田委員、杉山委員
事 務 局	山中都市開発部長、倉橋公園景観課長、松林主査兼景観政策班長、中村技師、大平主事、山方主事、池田主事 都市開発部公園景観課
関 係 課	産業振興部錦帯橋課 善村錦帯橋課長、浜中世界遺産推進班長、神崎主任
会 議 の 公 開	☒ 公開 ☐ 非公開

1 会議次第

1.開会

2.議題

1) 諮問第2号：景観重要建造物の指定について

2) 報告第5号：岩国城下町地区における公共事業の予定について

3.閉会

2 配布資料

資料1 景観重要建造物の指定

資料2 岩国城下町地区における公共事業の予定

3 審議経過

○**会議の成立** 委員11名中9名が出席しており、岩国市景観条例施行規則21条第3項の規定を満たしているため、本日の会議は成立。

○**委員の交代** 岩国市自治会連合会の代表として、山本委員に代わり、福田委員が就任。また、山口県の令和4年4月1日付人事異動に伴い、大下委員（岩国農林水産事務所）、布田委員（岩国土木建築事務所）が就任。また、建築計画・住居計画・集落景観の専門家として、新たに天満委員が就任。

○**開会** 山中都市開発部長より挨拶

議題1「諮問第2号 景観重要建造物の指定について」

○**事務局** 「諮問第2号 景観重要建造物の指定」についてご説明いたします。

前回審議会におきまして、今後の歴史的建造物の保全活用に向けた取り組み方針についてご説明をさせていただき、文化的景観における重要な構成要素に特定され

第9回岩国市景観審議会 会議録

た歴史的建造物について、景観行政・文化財行政の両面から支援を行えるよう、景観法に基づく「景観重要建造物」に指定を行うことについて、一定の了解をいただいたと考えております。

つきましては、重要な構成要素となっている 26 件の建造物について、今回景観重要建造物に指定することについて諮問し、答申をいただきたいと考えております。

ここで付議書の読み上げをいたします。

景観重要建造物 26 件を指定することについて、岩国市景観条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、岩国市景観審議会の意見を求めます。

それでは資料のご説明をさせていただきます。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。

岩国市景観計画における「横山重点地区」及び「岩国重点地区」の景観重要建造物の指定方針をお示ししています。

両地区においては、「岩国城下町の歴史的な景観を形づくっている武家屋敷の意匠や町家の意匠を伝えるもの」「地域住民に大切に守られ、地域の誇りとなっているもの」「文化財等であっても地域の景観づくりにおいて特に重要な資源であり、より積極的な保存・整備・活用が望まれるもの」など、周辺の景観づくりの牽引役を担うものについて、景観重要建造物に指定していくこととしております。

2 ページをご覧ください。

「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」では、その価値を示す 3 つの特徴として、「川と向き合う都市の仕掛けと暮らし」、「錦帯橋がつなぐ岩国城下町」「描かれる風景と物見の生業」があげられています。

また、それぞれの特徴を示す要素として、建造物に関しては「錦川と向き合う治水や暮らし方を今に伝える建造物」、「城下町由来の暮らし方、土地利用の変化を伝える建造物や施設」、「近世以降、岩国城下町や錦帯橋への往来者をもてなす生業を営むまたはその生業の特徴を残している建造物又は施設」があげられており、これらの要素に該当するものについて、景観重要建造物の指定を行っていきたいと考えております。

3 ページ、4 ページでは

今回の指定候補の一覧と位置図をお示ししております。

続いて 5 ページをご覧ください。

今回の指定候補について、概要をご説明させていただきます。

1 及び 2 については、ともに横山地区の武家屋敷地を象徴する建造物となります。

1 の香川家長屋門についてですが、岩国藩の家老を務めた香川氏の表門で、香川家の敷地内で位置も外観の改変もなく、現在も岩国城下町に現存する最古級の建造物

第9回岩国市景観審議会 会議録

です。門は家臣、使用人の部屋である長屋と門扉とを棟続きにした長屋門で、基礎は石積によって嵩上げされ、浸水時への対応もなされています。

なお、今回資料の差し替えをさせていただきましたのは、市所有の香川家長屋門だけではなく、個人所有の白壁の塀と蔵についても景観としては一体であると考え、所有者と協議してまいりましたが、最終的にもう少し様子を見たいとのことで、今回は長屋門単独の指定となっております。

市としましては、今後も引き続き所有者との協議を継続し、長屋門と一体での保全を図りたいと考えております。

2の吉川史料館についてですが、寛政5年（1793）に吉川家の隠居所である昌明館として建造され、その後も吉川家による土地利用が続き、旧岩国藩主吉川家が所有する歴史資料等を収蔵しています。昌明館の付属屋である長屋2棟と門が残存しており、長屋は入母屋造の建物で、収蔵庫と同様に石積の基礎を有しており、浸水に対する備えが特徴的となっています。

以上1および2については、横山地区の武家屋敷地に由来する暮らし方を伝えるとともに、錦川と向き合う暮らし方を外観から伝えている建造物であることから、横山重点地区の指定方針1及び4に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

3～5については、全て横山地区の現在公共施設として利用されている建造物となります。

3の岩国徴古館及び収蔵庫についてですが、岩国徴古館は旧藩主家である吉川家によって、美術工芸品や歴史資料を展示保管する博物館として昭和20年（1945）3月に建てられたものです。建物は、煉瓦造2階建ての寄棟瓦葺きで外壁には鉾澤タイルを使用し、意匠は正面の列柱や内部の柱に特色があります。収蔵庫は、2棟ともに木造2階建て、切妻造、棧瓦葺で、石積み三段の背の高い基礎は、錦川の氾濫や湿気に備えたものとなっています。

4の旧吉川家岩国事務所についてですが、昭和6年（1931）に旧藩主である吉川家の岩国事務所として建設され、昭和45年（1970）頃から平成20年（2008）までは「岩国市青年の家」として使用、現在は岩国徴古館の付属施設として利用されています。建物は、寄棟造で平屋建てと木造2階建てをL字形に配した事務室棟、切妻造木造2階建ての倉庫等で構成されています。

5の岩国高校記念館についてですが、大正5年（1916）に武道場として建設され、昭和45年（1970）から「岩国高校記念館」、「横山自治会館」として地域住民が維持管理しながら利用されています。建物は、木造平屋建て、瓦葺入母屋造の建物で、屋根は棧瓦で葺かれています。外観に洋風の意匠を取り入れ和洋折衷となっています。

す。

以上3～5の3件については、武家屋敷地に由来する土地利用の変化を伝える施設であるとともに、文教エリアとしての横山地区の特色を強く伝える建造物であることから、横山重点地区の指定方針2及び4に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

6～8については、全て横山地区の旭町に位置する、横山地区において唯一の町人地として整備されたことを象徴する建造物となります。

6のM家住宅・7のH家住宅についてですが、建物は、木造2階建て、平入屋根の町家であり、外観は1階部分に格子を設けています。2階に広い開口部と手摺が設けられ、川や錦帯橋を眺める暮らしを伝える外観が特徴となっています。

8のT家住宅についてですが、これも前述の2件と外観上の特徴は同様ですが、旭町では唯一、敷地内に蔵を有しています。

以上6～8の3件については、武家屋敷を中心とした横山地区において、川と向き合う町に由来する暮らし方について伝える建造物であることから、横山重点地区の指定方針1及び4に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

9の吉香神社（錦雲閣及び能舞台、倉庫、付属屋、塀）についてですが、吉川家の居館の移設に伴い神社が遷座され、境内地には、神社に付随して、櫓跡に絵馬堂として建てられた錦雲閣、能舞台、土蔵づくりの倉庫等が立地しています。城下町の歴史を今に伝えるとともに、横山地区のシンボリックな景観形成を担う吉香神社と一体となった建造物群であることから、横山重点地区の指定方針2及び4に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

なお、吉香神社の本殿・拝殿・神門については国指定重要文化財となっており、景観重要建造物には指定できないため、対象からは外しております。

10～13については、全て大明小路の武家屋敷となります。10のS家住宅・門・塀についてですが、江戸時代の岩国藩士二宮家の屋敷地とされ、薬医門と高い塀により囲まれ、塀越しに庭木と切妻造の2階建ての主屋が垣間見えます。

11のA家住宅・門・塀についてですが、江戸時代の岩国藩士朝枝家の屋敷地とされ、薬医門が構え、小屋根付白壁造の高い塀により囲まれ、塀越しに庭木と木造2階建て主屋が垣間見えます。

12のY家門・塀についてですが、江戸時代の岩国藩士福原家の屋敷地とされ、薬

第9回岩国市景観審議会 会議録

医門が構え、敷地境界は小屋根付白壁造の高い塀により囲まれ、塀越しに庭木が垣間見えます。

13 のF家住宅・門・塀についてですが、江戸時代の岩国藩士広瀬家の屋敷地とされ、薬医門が構え、敷地境界は小屋根付板塀の高い塀と車庫入口により囲まれ、塀越しに庭木と木造2階建て主屋が垣間見えます。

以上10～13の4件については、大明小路沿いの武家地由来の暮らしを伝える建造物であることから、岩国重点地区の指定方針1及び4に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

14 の細田写真館についてですが、昭和5年（1930）頃に建てられた、錦帯橋に続く主要街路である大明小路に面する写真館です。外観の特徴としては、木造2階建ての建物で、外壁は人造石洗い出しに目地を入れ石造に似せた建物で、近代に建てられた各地の写真館と同じくファサードの意匠を重視した擬洋風のいわゆる看板建築物です。大明小路沿いの近代化の過程での土地利用の変化について、建物の外観を通して今に伝える建造物であることから、景観重要建造物に指定したいと考えております。

15～17 については、全ていわゆる岩国七町にある町家の特徴を有した建造物となります。

15 のM家住宅についてですが、岩国七町の中でも武家地横山に近い玖珂町に位置しています。外観の特徴としては、切妻造、平入りの木造2階建てで、町人地の中心である本町通りの特色である、間口の大きな大店です。

16 の柳原喜輪商会についてですが、岩国七町の米屋町に位置しています。外観の特徴としては、建物は、切妻造、平入りの木造2階建てで、間口が狭く奥に長い屋敷割りの土地に建つ典型的な町家ですが、現在の建物のファサードは、前面を自転車販売店としての壁面に増築している、いわゆる看板建築となっています。

17 のうまもんについてですが、魚町に建つ建物で、現在は明治初期の建物をそのまま利用し、漬物を中心とした食品製造販売を営んでおられます。外観の特徴としては、建物は木造の切妻造、平入、棧瓦葺の中2階建てで、大正時代の改築の際に展望用に設けられた3階が付されています。

以上15～17の3件については、町人地に由来する町家の外観を留めつつ、現在の暮らし方と調和した景観により、通りの景観形成の手がかりを伝える建造物であることから、岩国重点地区の指定方針1及び4に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

第9回岩国市景観審議会 会議録

18～21 については、全て錦帯橋の袂にある橋本町の建造物となります。

18 の白為旅館についてですが、大正 13 年（1924）に建築された建物で、錦帯橋の袂で旅館業を営まれています。建物は、棧瓦葺き入母屋屋根の木造 3 階建てで、錦帯橋側に間口を向けており、特徴的な外観を有しており、その位置とあわせ、橋詰めでのアイストップとなっています。

19 のおみやげ処あきもとについてですが、錦帯橋の袂に位置する土産物店です。建物は木造 2 階建てで、通りの突端にあるため変形だが、もとは入母屋屋根で平入の間口を店とする町家の構成です。

20 のしろたい食堂についてですが、錦帯橋の袂に位置する食事処です。建物は木造 2 階建てで、道路沿いの棟は切妻造の平入であり、食事処として使用する 1 階は間口に沿って大きな開口部を有しており、2 階の錦川に面する部分には外部を十分に楽しめる腰窓が設けられています。

21 の海部屋についてですが、錦帯橋の袂に位置する土産物店です。建物は、木造 3 階建てで、複数の棟を一体的に利用した建物で、1 階が土間の開口、2、3 階が川を眺めるための窓を有する構成となっています。

以上 18～21 の 4 件については、町人地に由来する岩国地区のうち、土手町を中心とした川沿いの特徴を有し、もてなしの生業と川と向き合う暮らし方を伝える外観を有する建造物であることから、岩国重点地区の指定方針 1 及び 4 に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

22～25 については、全て岩国地区の土手町に位置する、懸作りの構造を残す建造物となります。

22 の M 家住宅についてですが、ナカドテ側は平入り町家の造りであり、ナカドテ側の建物からカワドテ側にかけて大屋根がかかり、川側では一部、3 階の部屋が増築されています。

23 の S 家住宅・24 の Y 家住宅についてですが、ナカドテ側は厨子 2 階、平入り町家の造りであり、ナカドテ側の建物からカワドテ側にかけて大屋根がかかり、前後 2 棟から成る痕跡が段差や天窓の構造に残っており、地下にはナカドテの石垣が残っています。

25 の K 家住宅についてですが、ナカドテ側はかつて厨子 2 階建てでしたが、子供部屋が必要になると 2 階部分を作り替えて正式な居室階とし、2 階座敷の客間と物見台も作られています。

第9回岩国市景観審議会 会議録

以上 22～25 の 4 件については、川と向き合う都市の暮らしと仕掛けを内包し、土手町で継承されてきた暮らし方を伝える外観を有する建造物であることから、岩国重点地区の指定方針 1 及び 4 に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

26 は椎尾八幡宮についてですが、現在も毎年のえびす祭り等の祭礼が執り行われ、寛文元年（1661）からは 33 年ごとに大祭が催されており、氏神としての信仰と祭礼を通じて地域の文化やコミュニティが育まれてきた神社となっています。町人地に由来する岩国地区の氏神として、信仰と祭礼を通じて人々の暮らし方を伝える外観を有する建造物であることから、岩国重点地区の指定方針 2 及び 4 に該当するものとし、景観重要建造物に指定したいと考えております。

以上が各建造物の説明となります。

続いて 13 ページをご覧ください。

今回の審議会において、景観重要建造物に指定する旨答申がいただけましたら、同意をいただいたものから順次、告示の手続きに入っていきたいと考えておりますが、指定後につきましては、景観・文化的景観の両面からバックアップをすることで、所有者等と調整を行いながら、順次整備を進めていきたいと考えております。

またそういった整備過程や活用事例を情報発信することで、新たな景観重要建造物の指定や歴史的建造物の保全意識の醸成に繋げていきたいと考えております。

資料 1 についての説明は以上となります。

○小浦会長 それでは何かございますでしょうか。

○坂井委員 「重要な構成要素」と「景観重要建造物」の違いは何かを確認したい。

○事務局 重要な構成要素は、文化的景観の保存活用計画において、それぞれの景観単位を特徴づける要素として特定されているものであり、景観法における景観重要建造物は、景観計画における位置づけで、景観形成を誘導していくシンボルとなるものです。今回は、重要な構成要素のうち、建造物にあたるものを景観重要建造物として指定したいと考えています。

○小浦会長 文化的景観と景観計画は別の制度である。重要文化的景観では、岩国の場合、3 つの特徴を示すものとして、重要な構成要素として特定し、保全していくこととしている。それを景観としても重要なものとして、景観法に基づき守っていくために指定していくということであろうと思う。支援の仕方が異なるので、両面から保全したいということである。

○坂井委員 重要な構成要素のうち今回指定から外れているものがあるのはなぜか。

○事務局 景観重要建造物は、景観法において指定できるものが定められています。

第9回岩国市景観審議会 会議録

目加田家住宅と吉香神社本殿は国指定重要文化財なので、景観重要建造物として指定できません。松がねはすでに景観重要建造物に指定済みとなっています。

○坂井委員 横山の厩門や吉川家の祖霊社があがっていないのはなぜか。

○事務局 今回の指定の趣旨は、まずは重要な構成要素に特定されたものから指定をしたというものになります。今後につきましても、地区内の歴史的な建造物については、追加での指定も検討していきたいと考えております。

○木村委員 指定においては、近隣がどういう状況であるかはあまり関係なく、単体として指定するものなのか。また、指定された後、その建造物について公開してもらうようなことはあるのか。

○事務局 景観なので、当然周辺の環境も判断材料の一つにはなってきますが、今回は重要な構成要素になっている建造物として、歴史的なまちなみ保全の牽引役という役割もあるかと思います。また公開につきましても、所有者の協力も必要になってきますが、一般公開をされれば、まちなみ環境整備事業において、内装整備も補助対象とできるなど支援も手厚くなるので、今後働きかけを考えたいと思います。

○小浦会長 すごく重要な指摘ではある。今回は、重要文化的景観の構成要素としてのものという保全スキームで、景観形成の上で、トリガー的な役割を期待したいということであろうと思う。

○杉山委員 サンライフへの道の門や、石垣も指定を考えてほしい。また、錦雲閣は絵馬堂として造られたが、絵馬が老朽化して、ただの板になっている。絵馬も景観の一部なので、どうにか修復できないか。

○小浦会長 文化的なものについては、改めて市も考えてみてください。また、香川家長屋門については、連続する塀や蔵も景観としては大事なものである。少しずつでも所有者の方と話をしながら、指定を考えてみてほしい。

○富川委員 景観として捉えたときに、今後改修や修繕が必要なのではないかと思うものもある。今後については、どのように考えているのか。

○小浦会長 文化的景観は凍結保存の概念ではない。変わっていくことを前提としている。ただし、変わり方において何を継承していくかが大事になってくる。

町では町家もっている町割りや生業が大事で、伝建地区とは全く違う概念である。

○富川委員 良い変わり方をしてもらいたいと思う。

○天満委員 重要文化的景観における、重要な構成要素の建造物の調査に携わったが、これまではなかなか大事にしていく機会がなかった中で、こういった形で同意が取れるようになったことはとても重要だと思う。ただ、エリアで偏りがあるのは少し気になる。本町通りなどは、以前どんなに華やかだったかを、地元の方は語ってくれていた。

文化的景観や景観計画の目指すことが地元には伝わりきれていない印象があり、そのあたりが、これ以上は同意が取れていないことの裏返しだと思う。地元と行政で同じ方向を向いてもらうよう、情報発信などに取り組んでほしい。

○小浦会長 変化してはいけないわけではないことをちゃんと伝え、守らなければならないものを伝えることが大事だと思う。文化的景観も景観計画も地域づくりであり、文化財的な守り方ではない。

第9回岩国市景観審議会 会議録

○坂井委員 地元としても賑わいを取り戻す、復活の基盤にしてほしい。また、今回のものに限らず、追加での指定をぜひとも検討してほしい。

○大下委員 景観重要建造物に指定されているものは、室外機が目隠しなど、修景の取組を行政側から働きかけるのも大事ではないかと思う。

また、住宅密集地では火災が心配であり、古い建物については、より一層の防火・消火対策等が大事になると思う。市の方で、防火対策などは考えているのか。

○事務局 市議会でも質問があり、防火対策の要望がありました。景観重要建造物については、消防設備まではいかないかもしれませんが、消火器の設置等を行っていくことを検討しています。

○村越委員 今回の指定物件の中から、改修等で良い変化が起きると、地域へも良い理解に繋がるので、継続的に取り組んでほしい。

○福田委員 指定した後に、どう活用されていくのかがわからない。活用については、今後の課題ということか。

○事務局 施主の負担もあるので、市から一方的に計画を立てることはできないが、改修や貸店舗などにつながるよう、働きかけていきたいとは考えており、今回同意を取っていくなかで、活用や修繕に関する要望などを聞いている案件もあるので、少しずつではあるが、取り組みを進めていきたいと考えています。

また、そういった情報をしっかりと周知していくことで、地区全体の意識の醸成も図りたいと思います。

○小浦会長 福田委員の指摘はよくわかる。出発点としてまずは指定を行い、ここから始まると考えていただければと思う。

すべてが景観でできるわけではないので、連携をしながら、景観としてできること、町を大事にしていくことを共有していくことが大事だと思う。

それでは、審議会として、今回の指定に同意として回答してよろしいか。

○各委員 異議なし。

○小浦会長 それでは、景観重要建造物候補 26 件については、景観重要建造物として指定することが適当として、答申をすることといたします。

○事務局 ありがとうございます。

なお、現在は審議中ということもあり、個人宅の名称については、文化的景観保存活用計画に合わせてイニシャルとしておりますが、所有者とも調整の上、最終的な指定名称については、事務局と会長で調整させていただきたいと思いますが、一任いただけますでしょうか。

○各委員 異議なし。

○事務局 ありがとうございます。

最終的な決定内容につきましては、改めてお知らせさせていただきます。

議題 2 「報告第 5 号 岩国城下町地区での公共事業の予定について」

○事務局 続きまして、報告第 5 号 「岩国城下町地区での公共事業の予定」についてご説明いたします。

第9回岩国市景観審議会 会議録

平成29年3月に策定した「岩国市公共事業景観形成ガイドライン」において、重点地区内の公共施設の整備については、第三者機関による意見聴取や専門家による助言をいただきながら、事業を進めていくこととしています。

岩国城下町地区については、令和3年10月11日に重要文化的景観に選定されたところであり、本市の重点地区は全域が重要文化的景観のエリアに含まれていることから、文化的景観の観点からの専門家の意見を取り入れ、景観審議会におきましてもご意見をお伺いしていきたいと考えております。

資料2をご覧ください。

現在岩国城下町地区で予定している公共事業の位置図となっています。

本日は簡単な事業概要についてご説明させていただきたいと思います。

まず観光駐車場整備事業についてですが、錦帯橋下河原駐車場の段階的な移転・縮小を目指して、新しい観光駐車場を整備する計画となっています。場所につきましては、椎尾八幡宮下が最初の整備予定地となっています。

次に中央公民館整備事業についてですが、老朽化が著しい中央公民館について、安心・安全に利用できる施設に建て替える事業です。場所につきましては、現在の中央公民館と同じ場所で建て替える予定となっています。

次に横山ポンプ場整備事業についてですが、横山地区の浸水対策として、横山一丁目の老朽化したポンプ場を改築する計画となっています。場所につきましては、既設のポンプ場がある付近の予定となっています。

次に岩国市博物館整備事業についてですが、市内各地に点在する資料の集約化等を目的に、博物館を整備する計画となっています。場所につきましては、岩国徴古館との接続性の観点から、その付近が建築候補地となっています。

最後に（仮称）錦帯橋資料館整備事業についてですが、主なコンセプトを「錦帯橋を始めとした城下町地区の観光案内施設（ビジターセンター）」とし、地域のにぎわいを創出する施設を整備する計画となっています。場所につきましては、椎尾神社駐車場付近の商業施設跡地を予定しています。

以上が各事業の事業概要となります。

なお、次回の審議会におきまして、観光駐車場と中央公民館については、具体的な計画内容についてお示しし、ご意見をお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

第9回岩国市景観審議会 会議録

資料2についての説明は以上となります。

- 小浦会長 本日は報告ということですね。重要文化的景観の区域内なので、景観としての捉え方も確認しながら、事業を進めてください。
- 杉山委員 博物館事業についても、今後議論する機会はあるのか。
- 事務局 ご説明できる段階になった時点で、提示させていただこうと考えております。
- 福田委員 ポンプ場についても説明してもらえるとということでよいか。
- 事務局 重点地区内での大きな公共事業なので、景観に対する影響を踏まえ、整備について、主に景観的な側面からのご意見をいただきたいと考えております。
- 小浦会長 それではこれで今回の議事を終了いたします。

その他

- 坂井委員 議題1の件については、建物の規模や状況によって、補助額が一律の上限で打ち切りでは出来ない事業もあるかと思う。そのあたりへの対応について、今後の取り組みとしてお願いしたい。
- 事務局 案件ごとに検討していきたいと考えています。また制度としても、現状外観について景観で支援をしているが、その他についても色々な支援策を考えていきたいと思います。